

第 9 期 事 業 報 告

平成 30 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

大阪港埠頭株式会社

事業報告

平成 30 年 4 月 1 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、平成 26 年 10 月 1 日、国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際競争力強化に向けて、港湾運営会社による一元的運営を実現するため、当社と神戸港埠頭株式会社の会社分割により阪神国際港湾株式会社を設立して当社と借受者との契約を阪神国際港湾株式会社に承継し、当社は保有資産の保全管理とフェリー施設等の大規模改修等の機能を担うことになりました。

大阪港の概況につきましては、平成 31 年 4 月 11 日に発表されました「2018 年 12 月月報データ」によりますと、2018 年 1 月～12 月の総取扱貨物量は 8,379 万トン（前年比 99.0%）、このうち外貿貨物は 3,595 万トン（同 103.2%）で、輸出貨物につきましては 962 万トン（同 100.4%）、輸入貨物は 2,632 万トン（同 104.2%）となりました。外貿コンテナ貨物は、3,214 万トン（同 103.3%）で、輸出が 821 万トン（同 102.8%）、輸入が 2,392 万トン（同 103.5%）、また取扱個数では、輸出が 94 万 5 千 TEU（同 100.8%）、輸入が 115 万 TEU（同 103.5%）で、合計 209 万 6 千 TEU（同 102.3%）となり、2 年連続で 200 万 TEU を上回ったところです。

一方、平成 30 年度の事業運営につきましては、外貿埠頭事業において施設の延命化工事として、C1 バースの岸壁上部工の断面修復工事及び C2 バースの電気防食陽極取替工事を実施しました。さらに、平成 29 年 6 月 30 日にヒアリが確認された C3 バースでヒアリの定着防止対策工事を実施するとともに継続的に確認調査を行うなど、施設の良好で効率的な維持管理に努めてまいりました。

また、フェリー埠頭事業につきましては、フェリー船舶の大型化に対応するため、大阪南港フェリーターミナル第二棧橋の延伸・改良工事を行ってまいりましたが、年度内に工事を終えることができました。併せて、保有施設の能力維持のための計画的修繕も実施してまいりました。

施設運営につきましては、上記のとおり、当社が保有するコンテナ埠頭（C1～4、C8～9）ライナー埠頭（L1～7）、大阪港総合流通センター及びフェリー埠頭（F1～6、R3～5）を一括して阪神国際港湾株式会社に貸付けを行い、一元的運営を行うことにより効率化を進めています。

その他の事業といたしましては、大阪港の発展と振興を図るため、大阪市港湾局をはじめとする関係機関と連携して諸施策に取り組んでまいりました。今年度からコンテナ埠頭、ライナー埠頭、フェリー埠頭の更なる利用拡大を目指し、大阪市港湾局の

取組みを補完する立場でポートセールスを実施するとともに、大阪港の魅力向上や国際競争力強化に向けて、クルーズ客船の寄港隻数の増加を目指し、クルーズ船社や代理店への営業活動を実施してまいりました。

しかしながら一方で、9月4日の台風21号により、当社が保有する施設が大きな被害を受け、その復旧のために4億40百万円の特別損失を計上したことに加え、ライナー上屋屋根のアスベスト除却工事の工法変更により、見積りの変更を行った結果、環境対策引当金2億91百万円を追加計上するとともに、資産除去債務3億60百万円を貸借対照表に計上することとなりました。

このような事業状況の中で、当事業年度の営業収益につきましては、27億97百万円、営業損失は59百万円、経常損失は1億89百万円そして当期純損失は5億72百万円となりました。

今後とも、阪神港の国際競争力強化の一翼を担い、大阪経済の発展に寄与するよう、経営の効率化に取り組むとともに、阪神国際港湾株式会社との連携・協力により事業を推進してまいります。また、ポートセールスやクルーズ客船の誘致活動も実施してまいります。

(2) 対処すべき課題

阪神港の一元的運営を行うため、当社保有施設を阪神国際港湾株式会社に一括して貸付けていますが、引き続き、当社の安定的経営を図るために、保有施設の健全で効率的な維持管理に努めるとともに、施設の延命化やフェリー船舶の大型化への対応など、ユーザー目線に立った取り組みを実施してまいります。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資については、次のとおりであります。

| 事業区分 | 埠頭名 | 内容 | 実施額 |
|-------|-----------|------------------|-----------|
| その他事業 | 南港コンテナ埠頭等 | C1C2 岸壁改良等 | 322 百万円 |
| | | C3 ヒアリ定着防止 | 40 百万円 |
| | 南港フェリー埠頭等 | 第二棧橋 延伸・改良工事等 | 722 百万円 |
| 合 計 | | | 1,084 百万円 |

※ 実施額は税込額

設備投資にかかる資金調達については、次のとおりであります。

| 種別 | 金額 |
|---------|-----------|
| 市中銀行借入金 | 1,000 百万円 |
| 合計 | 1,000 百万円 |

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 単位 | 平成 27 年度 (H27.4.1 ~H28.3.31) | 平成 28 年度 (H28.4.1 ~H29.3.31) | 平成 29 年度 (H29.4.1 ~H30.3.31) | 平成 30 年度 (H30.4.1 ~H31.3.31) |
|--|---------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 営業収益 | 百万 円 | 2,684 | 2,702 | 2,671 | 2,797 |
| 経常利益 または経常損失 (△) | 百万 円 | 166 | △301 | 98 | △189 |
| 当期純利益 または当期純損 失 (△) | 百万 円 | 679 | △352 | 65 | △572 |
| 発行済株式総数 | 株 | 602,400 | 602,400 | 602,400 | 602,400 |
| 一株当たりの純 資産額 | 円 | 53,298.96 | 52,713.66 | 52,823.08 | 51,872.44 |
| 一株当たり当期 純利益 または一株当た り当期純損失 (△) | 円 | 1,127.38 | △585.30 | 109.43 | △950.63 |
| 総資産 | 百万 円 | 43,988 | 42,164 | 47,286 | 46,526 |
| 純資産 | 百万 円 | 32,107 | 31,754 | 31,820 | 31,247 |

(5) 主要な事業所

本社

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号

(6) 事業内容

- ① 外貿埠頭及びフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
- ② コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
- ③ 公共施設及びこれらに準ずる施設等の維持管理及び運営
- ④ 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施及び支援

(7) 従業員の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

| |
|------|
| 従業員数 |
| 6 名 |

(注) 従業員数は、常用雇用の社員の数であり、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（平成 31 年 3 月 31 日現在）

| 借入先 | 借入金残高（百万円） |
|---------------|------------|
| 国 | 474 |
| 大阪市 | 4,708 |
| 株式会社三菱 UFJ 銀行 | 2,013 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,313 |
| 株式会社みずほ銀行 | 835 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 357 |
| 株式会社りそな銀行 | 215 |
| 合計 | 9,917 |

2. 株式に関する事項(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 602,400 株

(3) 株式の状況

| 株主名 | 持株数 |
|-----|-----------|
| 大阪市 | 602,400 株 |
| 計 | 602,400 株 |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 氏名 | 地位及び担当 | 他の法人等の代表状況等 |
|-------|---------|-------------|
| 樋口 真一 | 代表取締役社長 | |
| 小林 正美 | 取締役 | |
| 西村 健 | 取締役 | |
| 田丸 真章 | 監査役 | |

- ① 取締役のうち、小林 正美及び西村 健は、社外取締役であります。
- ② 監査役 田丸 真章は、社外監査役であります。
- ③ 平成 30 年 6 月 28 日の第 8 回定時株主総会終結の時をもって 3 名の取締役の任期が満了することに伴い、樋口 真一が取締役に就任、また、小林 正美、西村 健の 2 名が取締役に再任され、就任いたしました。また、同日第 50 回取締役会において、樋口 真一が代表取締役社長に就任いたしました。
- ④ 平成 30 年 6 月 28 日の第 8 回定時株主総会終結の時をもって監査役の任期が満了することに伴い、田丸 真章が監査役に再任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 員数 | 報酬等の総額 |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 4名 (2) | 9,939千円 (1,149) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 1名 (1) | 574千円 (574) |
| 合計 | 5名 (3) | 10,513千円 (1,723) |

- ① 上記取締役の員数及び報酬額には、期中で退任した取締役1名が含まれておりません。
- ② 平成26年9月10日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額15,000千円以内、平成30年6月28日開催の第8回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額1,200千円以内と決議されております。

4. 会計監査人の状況

名称 EY 新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、前記1のとおり、平成26年10月に阪神国際港湾株式会社を設立し、人的資源を集約したことから、以後、当社の事業運営に不可欠となる少人数体制での効率的かつ法令及び定款を遵守した経営の推進を目的として、以下の体制整備を内容とする「内部統制システム基本方針」・「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに(平成27年4月1日)、適正な運用を推進しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、代表取締役社長(以下「社長」という。)をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ④ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

[運用状況]

- ・ 内部統制システムの適切な運用により、取締役は、法令及び定款に則って職務を執行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、庶務規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

[運用状況]

- ・ 関連規程に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制を確立するため、社長をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程及び指針の制定、教育研修の実施並びにマニュアルの作成及び配布等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

[運用状況]

- ・ リスク発生に繋がる事項についての情報を社内で共有し、リスク顕在時は、その影響が最小限となる様、その対策について情報の交換を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、取締役は職務を執行する。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織、業務分担及び責任者等の職務権限を庶務規程等において定める。

[運用状況]

- ・ 取締役は、取締役会において策定した中期経営計画に基づき、職務を執行しております。
- ・ 取締役会は、当該事業年度に5回開催されております。
- ・ 内部統制関連規程に則り、適切かつ効率的に職務の執行を行っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、必要に応

じて使用人に対するコンプライアンス教育研修を行う。

- ② 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

[運用状況]

- ・ 取締役会において、四半期毎の業務執行報告がなされております。
- ・ 使用人に対する教育研修に努めております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査規程に基づく監査責任者を充てる。

- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動や懲戒を行うときは、あらかじめ監査役と協議する。

- (8) 監査役第6項の使用人に対する実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従う。

[運用状況]

- ・ 監査役は、総務課長との間で情報共有がなされており、当社は監査業務の実行性の確保に努めております。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

- (10) 前項第2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 前項第2号の報告をした者を保護するための体制については、コンプライアンス管理規程に定める。

[運用状況]

- ・ 取締役は、取締役会において会社の業務執行の状況その他、必要な情報を報告、説明しております。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 会社は、監査役からの当該費用の前払の請求、又は、支出の日以後におけるその利息の償還の請求、並びに、監査役が当該職務の執行について負担した債務の弁済の請求に対し、監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

(12) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
- ② 監査役は、社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

[運用状況]

- ・ 監査役は、業務監査を実施し、代表取締役社長に「監査結果・意見」を報告しております。
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、意見交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。